

介護老人保健施設 光生リハビリ苑のご案内

1. 施設の概要

施設名	光生リハビリ苑
開設年月日	平成 8 年 9 月 1 日
所在地	岡山市北区厚生町 3 丁目 8 番 35 号
TEL 番号・FAX 番号	電話番号：086-222-2711 ファックス番号：086-225-5121
管理者名	佐 能 量 雄
医師	佐 能 量 雄
入所定員	50 床 療養室：個室 10 床、多床室 40 床
短期入所定員	空床利用
介護保険指定番号	介護老人保健施設（3350180125 号）

2. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設 光生リハビリ苑の運営方針】

当苑は、家族・スタッフとのコミュニケーションを大切にしながら家庭的な雰囲気を重視し、日常生活援助やリハビリを行い自立と家庭復帰を目指します。また、健康管理に重点をおき、緊急時の対応も敏速に行います。

3. 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
施設長	1 (兼務 1)			施設の管理・運営
医師	4 (兼務 4)	1(兼務 1)		健康保持のための診療行為
看護職員	7	3	1	健康管理・診療の補助
薬剤師	1 (兼務 1)			薬剤の適正使用の推進
介護職員	11	2	1~2	日常生活全般の援助
支援相談員	2			相談・苦情に対する対応
介護支援専門員	1			ケアプラン作成・連絡調整
作業療法士	2 (兼務 2)			ADL の維持・向上訓練
理学療法士	3 (兼務 3)			ADL の維持・向上訓練
言語聴覚士	0			ADL の維持・向上訓練
管理栄養士	1			栄養状態の管理
合計	33 (兼務 11)	6(兼務 1)	2~3	

※夜間体制は[看護・介護職員]より 2~3 名担当

4. サービスの内容

(1) 施設サービス計画の立案

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・保護者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(2) 医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が勤務していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

(3) 機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

(4) 栄養管理

栄養ケア・マネジメント計画により栄養状態の管理を行うとともに、心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

(5) 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

(6) 食事

食事は原則として食堂で行い、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただきます。
朝食：7時40分～ 昼食：11時40分～ 夕食：17時40分～

(7) 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

(8) 相談援助サービス

利用される方がその人らしく地域で暮らしていくために必要な社会的サポートや利用者の受け入れ、利用者の日常的な相談、利用者の家族からの相談にのり、利用者をサポートします。

(9) 理美容サービス

月2回委託により実施しています。

(10) 行政手続代行

利用者の介護保険更新の際は、手続きの代行をさせていただくことができます。

(11) その他

これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

5. 入退所にあたっての留意事項

【入所】

下記条件を充たした方を対象とし、入所に際しては、その方の心身の状況や生活歴・病歴をお聞きします。

(1) 要介護1～5の認定を受けている方。

(2) 入所期間は3ヶ月とし、期日には退所をする見込みのある方。

- (3) 入所後、定期的に行われる面談の要請に応じ、家族等が必ず出席できる方。
 ※ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・健康保険証・老人受給者証・その他の保険証（お持ちの方）を確認させていただきます。

【退所】

下記状況により退所が必要になった場合は、利用者又はその家族の希望を踏まえた上で、他の介護施設又は病院を紹介する等適切な対応とともに、退所後の生活環境に配慮した援助を行います。

- (1) 要介護認定において自立又は要支援と認定されたとき。
- (2) 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断されたとき。
- (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断されたとき。
- (4) 利用者及び保護者が、本約款に定める利用料金を3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず14日間以内に支払われない場合。
- (5) 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の重大な影響を及ぼしたとき、又はその恐れが明白になったとき。
- (6) 天災、災害、施設設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができないとき。
- (7) 利用申し込みをしていた介護施設等の待機順により、入所可能となったとき。

6. 施設利用にあたっての留意事項

面会	感染症の流行によってはオンライン又は時間等を制限して対応
外出・外泊	医師の許可に基づき行う
飲酒・喫煙	原則として不可
火気の取扱い	原則として不可
設備・備品の利用	備え付けの物を使用する
所持品・備品等の持ち込み	施設の許可を得て持ち込み可
食品の持ち込み	原則的には不可（施設の許可を得て持ち込み可）
金銭・貴重品の管理	原則として不可
外泊時等の施設外での受診	当苑の医師の許可に基づき受診
宗教活動	原則として不可
ペットの持ち込み	原則として不可
洗濯・クリーニング	ご家族若しくは業者への依頼（ご相談ください）
医療機関への受診（他科受診）	当苑の医師の許可に基づき受診（ご相談ください）

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。